

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和4年10月4日
10:30～11:12
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 2名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1)福岡県自動車(新車)小売業最低賃金の改定について
(2)その他
- 5 議事要旨：労働者側代表委員からは、
福岡県最低賃金額との比較で、現状の優位性は確保する必要がある。
今春の労使妥結額平均の水準まで、最低賃金額を上げる必要がある。
等の主張が審議冒頭にてなされた。
使用者側代表委員からは、
今春の自動車販売部門労使妥結額集計結果にあるベースアップ率を根拠とした、最低賃金額引上げは認容する。
等の主張が審議冒頭にてなされた。
公労使で意見を重ねた結果、労使で最終的に合意に至り、28円(2.92%)引上げの1時間987円にて全会一致となった。今後、本日付けで異議申出公示を行い、10月19日までの間で異議申出を受け付けるとともに、異議申出がなければ12月10日に発効する予定となる。